

東北地方整備局管内における冬期交通確保訓練について

－関係機関連携による冬期交通確保へ向けて－

東北地方整備局 道路部

はじめに

東北地方は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県そして福島県の六県から構成される地域で、面積は国土全体の約2割を占める広大な圏域ですが、地形は起伏に富み、南北に縦走している三列の急峻な山脈、山地により分断されています。面積の8割以上が豪雪地帯に指定されており、雪と寒さが厳しい地域で、冬期は人々の暮らしや産業にも影響を及ぼしています。



平成26年2月 福島市内国道4号の状況



平成26年2月 一般国道4号の交通状況

近年、各地で異常な豪雪が発生しており、平成26年2月には、関東甲信越地方から東北地方南部にかけて南岸低気圧による記録的な豪雪となり、福島県及び宮城県南部では東北縦貫自動車道が通行止めとなった影響も重なり、国道4号等の各路線で立ち往生車両等に起因する渋滞が発生しています。

また、平成26年11月には災害対策基本法が改正施行され、道路管理者が自ら立ち往生車両を移動する権限が強化されたところです。

以上のことから、東北地方整備局においては関係機関と連携し、異常な豪雪に対応するための冬期交通確保へ向けた取組みを平成26年度から強化しているところです。

本稿は、その取り組みの一つとして今年度を実施した冬期交通確保訓練について報告するものです。

訓練の概要

訓練にあたっては、平成26年2月の豪雪による交通障害、災対法改正の趣旨を踏まえ、関係機関と連携し冬期交通確保訓練を実施しました。

なお、訓練実施日等は次のとおりです。

◆訓練実施日

平成 28 年 11 月 17 日（木）〔前々日、前日に大雪に備えた事前準備訓練を実施〕

◆訓練概要

南岸低気圧または強い冬型による豪雪対応

◆参加組織

企画部、道路部、福島河川国道事務所、郡山国道事務所、磐城国道事務所

◆協力機関

NEXCO 東日本東北支社、福島県警、関係自治体

◆被害想定

南岸低気圧による大雪：福島県中通り（北部、南部）、浜通り

強い冬型：会津地区

◆重点区間 <立ち往生車両 複数地区同時発生を想定>

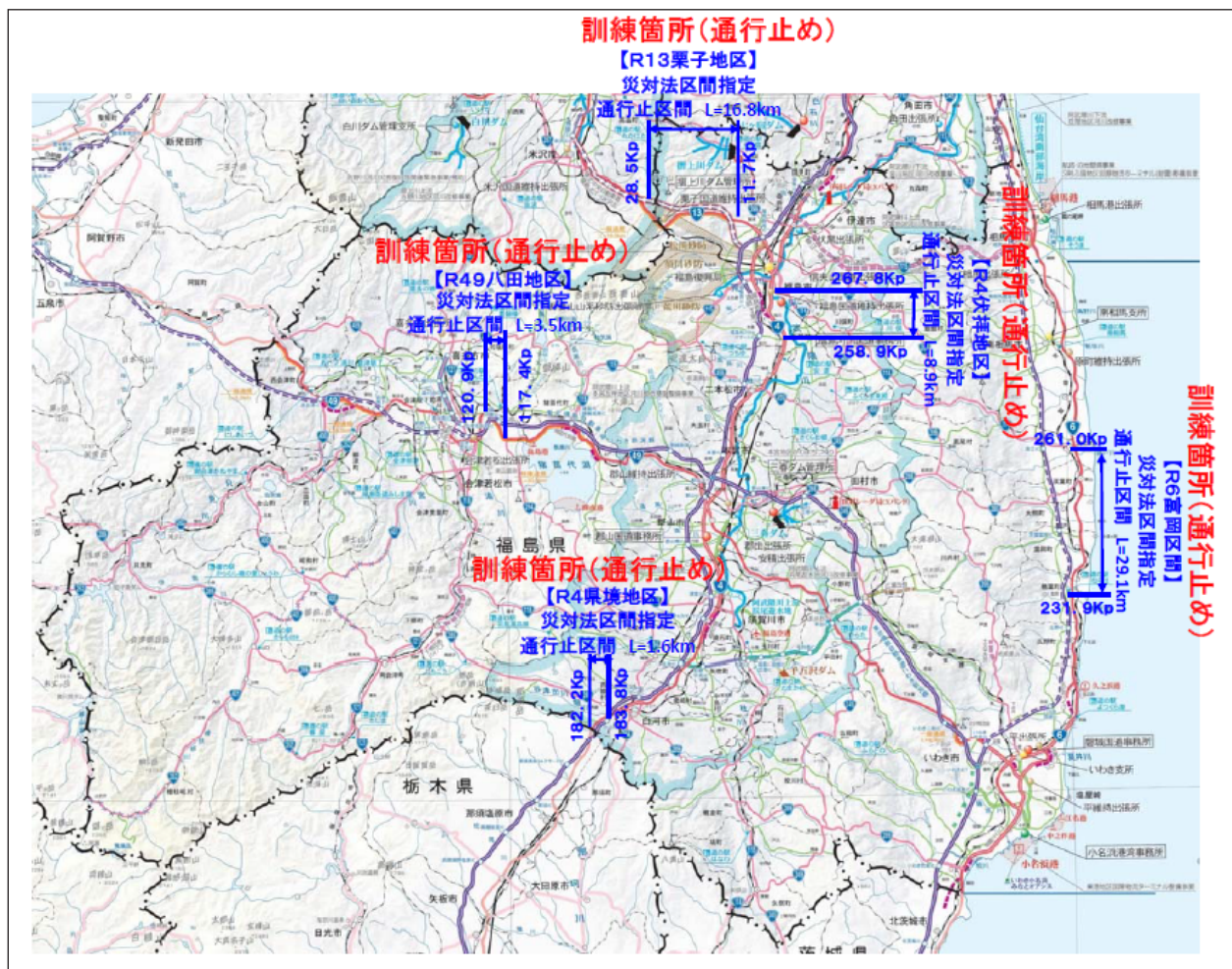
福島河川国道事務所（2 区間）：国道 4 号 福島中通り北部

国道 13 号 栗子峠

郡山国道事務所（2 区間）：国道 49 号 会津地区

国道 4 号 福島中通り南部

磐城国道事務所（1 区間）：国道 6 号 浜通り地区



H28 冬期交通確保訓練 位置図

訓練の内容

今回の訓練では、大雪2日前事前準備から集中除雪、交通開放までの訓練を行いました。

また、より実践的な訓練とするため、訓練時における気象等の情報について事務所には事前に情報提供せず、その都度条件付与を行いました。

なお、訓練内容については次のとおりです。

- ・災害本部（支部）設置訓練
- ・事務所体制訓練（参集可能人員と体制の確認）
- ・除雪機械配置及び資機材の設置訓練（重点配備含む）
- ・異常時パトロール状況確認訓練
- ・NEXCO、他道路管理者、警察との連絡調整訓練
- ・災害対策基本法（第76の6）区間指定設置訓練（区間指定設定を含む）
- ・防災広報訓練（道路利用者への広報）
- ・除雪支援事務所への要請訓練
- ・避難場所の開設要請事前準備訓練
- ・出張所への事務所職員応援訓練
- ・除雪機械位置情報確認訓練（GPS）
- ・立ち往生区間の支援物資配布事前準備訓練
- ・支援業者への応援要請

<実働訓練及び派遣訓練>

- ・スタック危険箇所への機械配置訓練
- ・立ち往生車両移動訓練
- ・CCTV 画像伝送訓練
- ・通行止め実施訓練
- ・NEXCO へのリエゾン派遣訓練



訓練の状況



訓練の状況



NEXCO東日本東北支社へのリエゾン派遣訓練



立ち往生車両移動訓練

今後の課題

今回の訓練では、通行止めや現地への職員派遣等のタイミングの判断の重要性が改めて認識されました。今回の訓練を踏まえ、気象条件や現地状況を踏まえた通行止め等のタイミングの判断のあり方について今後検討を行ってまいります。

おわりに

冬期交通確保の取り組みは警察、自治体、高速道路等管理者などの関係機関、そして地域の皆さまに多大なご協力を頂きながら実施しているところであり、この場をお借りし改めて感謝申し上げます。迅速・かつ確実な取り組みを行うためには、各種の事前準備、訓練の実施、そして情報の収集・発信が重要であり、関係機関が連携してこそ、その効果が十分発揮されるものです。引き続き関係機関と連携し、安全・安心な冬期の交通確保に努めてまいります。

平成 28 年度 大雪に対応した冬期交通確保の対応方針

東北地方整備局

(1) 早い段階での通行止めによる集中除雪の実施

- ①除雪優先区間（通行止め予定区間）の事前設定
- ②立ち往生車両の移動体制の強化（H26.11 災害対策基本法改正）
- ③タイムライン形式による豪雪対応シナリオ準備

(2) 除雪体制の強化

- ①除雪車への GPS の装備
- ②除雪優先区間への機械の事前配置体制の確保
- ③監視体制の強化、人員配置体制の確保

(3) 関係機関の連携強化

- ①情報共有・交通ネットワーク確保
- ②関係機関へのリエゾン派遣
- ③大雪対応訓練を本格的な降雪期前に実施（災害法を適用した通行止め訓練）
- ④民間との連携（道路情報収集など）

(4) 情報提供・啓発活動

- ①広報の強化・連携（各運輸局と連携した運行管理者等講習会での早めのチェーン装着についての啓発など）
- ②国交省と警察が連携したチェーン装着呼び掛け活動



峠部手前における警察と連携した
チェーン装着呼び掛け活動
(山形県西川町 国道 112 号)